

八日市市隣保館条例をここに  
公布す

昭和三年五月三日

八日市市長 西沢久兵衛

八日市市条例第三十一号

八日市市隣保館条例

(設置)

才一条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律才四十五号）才二条才三項才六号に規定する隣保事業を行なうため、本市に隣保館を設置する。

(名称および位置)

才二条 隣保館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 八日市市立御園会館

位置 八日市市御園町四百六十四番地

(事業)

才三条 才一条の規定による隣保事業として、次の事業を行なう。

- 一 生活相談および生活改善指導
- 二 保健衛生および社会福祉事業
- 三 補習教育および図書閲覧事業

- 四 レクリエーションおよび教育文化に関する事業
- 五 その他市長が必要と認める事業

(職員)

才四条 隣保館に館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

才五条 隣保館を使用するときは、別表に定める使用料を徴収する。  
ただし、才三条に規定する事業に使用するときには、使用料は徴収しない。

(弁償)

才六条 隣保館を使用する者が建物、施設、備品その他に対し、故意または重大な過失により損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

才七条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

別 表

室 名	使用時間および使用料
九〇〇～二〇〇	九〇〇～二〇〇
集 会 室	三〇〇円
教 養 室	二〇〇
図 書 室	二〇〇
一〇〇〇～一四〇〇	一〇〇〇～一四〇〇
集 会 室	四〇〇円
教 養 室	三〇〇
図 書 室	三〇〇
一四〇〇～二〇〇〇	一四〇〇～二〇〇〇
集 会 室	五〇〇円
教 養 室	四〇〇
図 書 室	四〇〇
二〇〇〇～二四〇〇	二〇〇〇～二四〇〇
集 会 室	一、〇〇〇円
教 養 室	八〇〇
図 書 室	八〇〇

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例  
をここに公布する

昭和四十一年三月三十一日

八日市市長

西澤久兵衛

八日市市條例第八号

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和三十九年八日市市条例才三十一号）の一部を次のように改正する。

才二条中「名称 八日市市立御園会館  
位置 八日市市御園町四百六十四番地」を

名	称	位	置
八日市市立御園会館	八日市市立御園会館	八日市市御園町四百六十四番地	
八日市市立野口会館	八日市市野口町	六十番地	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十三年十二月二十三日

八日市市長

西澤之吉

# 八日市市條例第十九号

八日市市隣保館條例の一部を改正する條例

八日市市隣保館條例（昭和三十九年八日市市條例第三十一号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第二条中

名	称	位	置
八日市市立御園會館		八日市市御園町	四百六十四番地
八日市市立野口會館		八日市市野口町	六十番地

を

名	称	位	置
八日市市立御園會館		八日市市御園町	四百六十四番地
八日市市立野口會館		八日市市野口町	六十番地
八日市市立小崎町官會館		八日市市小崎町	千四百三十五番地

に改

める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。



昭和 46 年 3 月 21 日 条例第 11 号

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和三十九年八日市市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 館長の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に在任する館長の任期は、昭和四十五年三月三十一日までとする。

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和39年八日市市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中

八日市市立御園会館	八日市市御園町464番地
-----------	--------------

を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

八日市市隣保館条例の一部を改正する条例をこ  
こに公布する。

昭和47年9月30日

八日市市長

## 八日市市隣保館条例の一部を 改正する条例

八日市市隣保館条例（昭和39年八日市市条例第31号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 隣保館は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 同和行政の総合調整を推進し、同和問題解決のための総合センターと  
しての機能を果たすこと。
- (2) 同和問題の調査、研究および啓発に関すること。
- (3) 地域住民の自主的活動の育成指導に関すること。
- (4) 地域住民の相談および指導に関すること。
- (5) 地域住民の教育、文化の向上および啓発に関すること。
- (6) 関係機関、団体との連絡協調に関すること。
- (7) 各種社会福祉事業および保健衛生に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

第4条第2項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

八日市市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布  
する。

昭和52年 3月30日

八日市市長

山田正次郎